

# 転学の手続きについて

転出先の詳細が分かったところで以下の手続きが必要となります。

## ① 市町村役場へ

住民票の異動（転出証明書）→異動先市町村役場（転出証明書）14日以内

### < 身延町役場町民課 又は 各支所にて 転出手続き >

- ・今までの住所と世帯主氏名
- ・新しい住所と世帯主氏名
- ・異動年月日 引越した日、または予定日
- ・引越する人の氏名と生年月日
- ・引越する人の本籍と戸籍の筆頭者 筆頭者とは戸籍の一番上にくる方で、世帯主とは違うので注意
- ・申請者・連絡先電話番号

※本人又は世帯主以外の方が届出する場合は委任状と代理人の印鑑が必要となります。

→委任状等 申請書 <https://www.town.minobu.lg.jp/chosei/download.html>

### < 転出先の市町村民課又は支所にて 転入手続き > 詳細は転出先市町村窓口へお問い合わせ下さい。

- ・転出証明書（付記転出、付記転入の方は住民基本台帳カード）
  - ・本人確認書類（代理人の場合も必要）
  - ・印鑑（必要な場合も有るため）
- 下記は加入者、登録者のみ必要です
- ・国民年金手帳
  - ・国民健康保険被保険者証（転入先の世帯が国保に加入していて、転入者も国保に加入する場合）
  - ・介護保険受給資格証明書
  - ・年金受給者は、年金証書
  - ・児童手当用の所得証明書（児童手当の認定請求手続きを行う方）等

※本人又は世帯主以外の方が届出する場合は委任状と代理人の印鑑が必要となります。

## ② 市町村教育委員会へ連絡

身延町教育委員会：0556-20-3016

転出先教育委員会：

※転出入の手続きの際、役場経由で教育委員会への連絡が行く場合もあるので窓口で確認下さい。

## ③ 学校へ連絡：新しい住所・転出先の小中学校・異動年月日・連絡先

「在学証明書」「教科書給与証明書」「ゴム印」→保護者より→転出先小中学校へ

### 【その他】

- ・就学援助手続き（異動先小中学校にて手続き下さい）
- ・児童手当（市民生活部 福祉課 子育て支援担当にて手続き下さい）
- ・ひとり親家庭医療費助成（市民生活部 福祉課 子育て支援担当にて手続き下さい）
- ・国民健康保険（市民課 国保年金担当 にて手続き下さい）